

●香川県選挙管理委員会告示第32号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙、投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、香川県選挙管理委員会の印とし、刷込式とする。

令和3年10月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人